

島根県自転車活用推進計画



令和2年6月

島根県



第1章 計画の概要	1
1-1. 計画策定の目的.....	1
1-2. 計画の期間.....	2
1-3. 計画の位置付け	2
第2章 自転車を取り巻く現状と課題	3
2-1. 自転車を巡る環境	3
第3章 自転車活用推進に関する基本目標と実施する施策	16
3-1. 基本目標および実施する施策	16
第4章 具体的な取組み	17
4-1. 都市環境に関する分野の取組み	17
4-2. 健康増進に関する分野の取組み	21
4-3. 観光・地域づくりに関する分野の取組み	22
4-4. 安全・安心に関する分野の取組み	26
第5章 計画の推進体制	30
5-1. 計画の推進体制.....	30
5-2. 計画のフォローアップ・見直し方法	30
巻末資料	31
上位計画・関連計画における島根県自転車活用推進計画に関連する項目.....	31
自転車活用推進法の概要（国土交通省資料）	32
国の自転車活用推進計画の概要（国土交通省資料）	33

第1章 計画の概要

1-1. 計画策定の目的

我が国においては、これまで、自転車に関する諸課題への対応の一環として、自転車道の整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）に基づく自転車道の整備や、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）に基づく放置自転車対策や交通事故防止対策等を推進してきました。

これにより、本県では、大規模自転車道として県道出雲路自転車道線と県道宍道湖湖北自転車道線の2路線（延長約46km）が整備されています。また、交通安全施設等の整備に加え、自転車の交通ルールの周知と安全教育の推進、自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの実施等により、自転車に関係する交通事故は過去10年で240件（平成21年）から128件（平成30年）に半減する等、一定の成果を上げてきました。

このような中、自転車の活用による環境負荷の軽減、国民の健康増進等の公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法（平成28年法律第113号）が平成29年5月1日に施行されました。その後、同法第9条に基づき、自転車の活用を推進するための基本計画となる自転車活用推進計画が平成30年6月8日に閣議決定されました。

本県においては、近年、宍道湖・中海の周辺、国道54号（やまなみ街道）等を活用したサイクリングコースの設定や、各種サイクリングイベントの開催をきっかけとして、多くのサイクリストを見かけるようになっており、サイクリングへの興味・関心が高まってきていると考えられます。一方で、本県では日常生活における自転車の交通分担率が低い等の課題もあります。

法の施行やサイクリング熱の高まりを受け、また自転車を取り巻く諸課題に対応し、県民の健康増進や地域の活性化に繋げていくため、本県においても自転車の活用を推進する必要があります。

本計画は、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、国の自転車活用推進計画や県の関連計画を踏まえ、本県における自転車を取り巻く課題に対応するための目標や施策等を定めるものです。

1-2.対象地域

本計画では、島根県全域を対象とします。

1-3.計画の期間

計画期間は、本県の最上位の行政計画である島根創生計画の計画期間と整合を図り令和6年度までとしますが、必要に応じて長期的視点で施策を検討するものとします。

1-4.計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法に基づき、本県における自転車の活用を総合的に推進するための計画と位置づけます。

本計画では、国の自転車活用推進計画における4つの目標に準じて、都市環境、健康増進、観光地域づくり、安全・安心の4分野に分類し、基本目標・施策を設定しています。

また、本県の総合計画である「島根創生計画」をはじめ、「島根県交通安全計画」などの関連計画との整合及び連携を図るものとします。

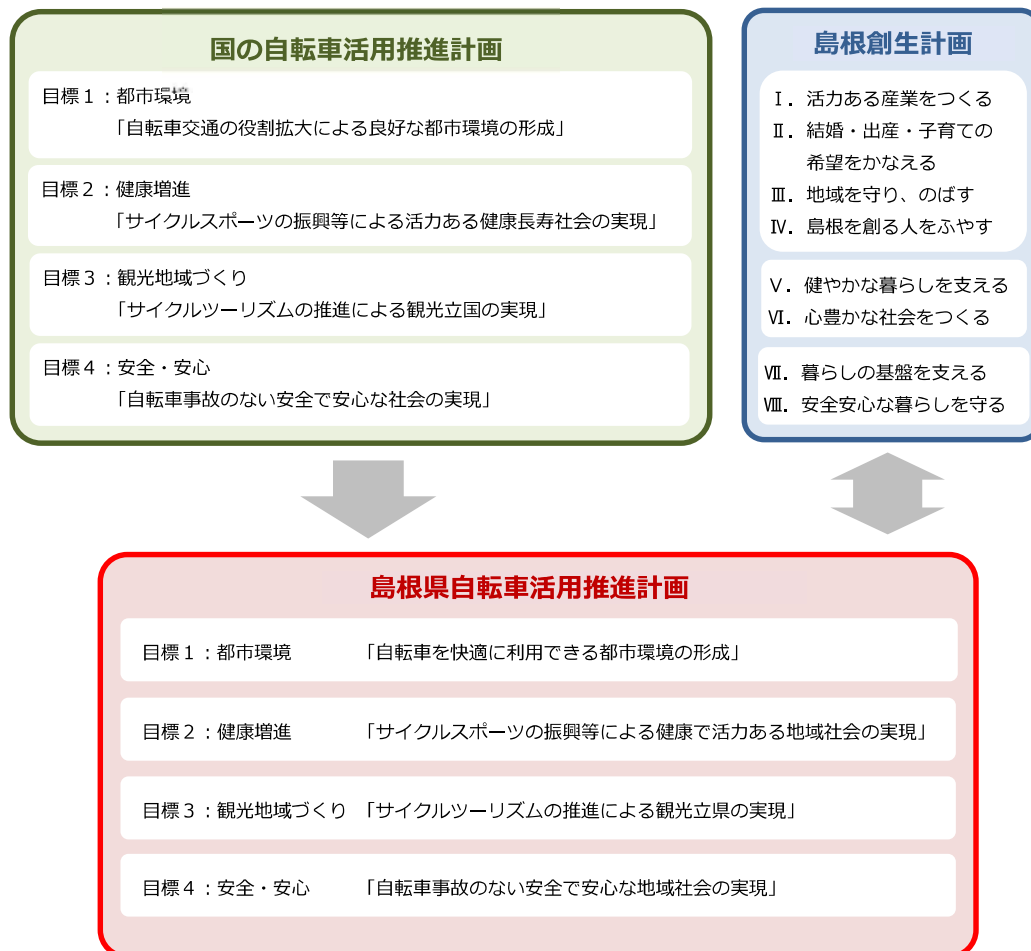


図 本計画の位置付け